



豪州インフラ関連好配当資産 ファンド (毎月決算型 / 年2回決算型) 〈愛称:インフラ・DE・豪(GO)毎月 / 年2回〉 追加型投信 / 海外 / 資産複合

| ファンド | 商品分類 | | | 属性区分 | | | | |
|--------|---------|--------|---------------|---------------------------------------|--------------|--------|------------------|-------|
| | 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産(収益の源泉) | 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ |
| 毎月決算型 | 追加型 | 海外 | 資産複合 | その他資産 (投資信託証券(資産複合 (株式、不動産投信))) | 年12回 (毎月) | オセアニア | ファンド・オブ・ ファンズ | なし |
| 年2回決算型 | | | | | 年2回 | | | |

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
 ※上記の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会ホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

「豪州インフラ関連好配当資産ファンド(毎月決算型)」「豪州インフラ関連好配当資産ファンド(年2回決算型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2015年5月22日に関東財務局長に提出しており、2015年6月7日にその効力が発生しております。

〈委託会社〉[ファンドの運用の指図を行う者]
DIAMアセットマネジメント株式会社
 金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第324号
 設立年月日:1985年7月1日
 資本金:20億円
 運用する投資信託財産の合計純資産総額:5兆9,763億円
 (2015年2月27日現在)

〈受託会社〉[ファンドの財産の保管および管理を行う者]
株式会社りそな銀行

委託会社への照会先
【コールセンター】 0120-506-860
 (受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

【ホームページ】 <http://www.diam.co.jp/>

- 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下、「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧できます。
 本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載されております。
 請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等は委託会社の照会先までお問い合わせください。

1. ファンドの目的・特色

ファンドの目的

信託財産の成長を図ることを目的として、積極的な運用を行います。

ファンドの特色

1. 主としてオーストラリアの証券取引所に上場している株式および不動産投資信託(リート)等に実質的な投資を行います。

- インフラ関連施設や不動産等の使用料や賃料等のキャッシュフローを生み出す実物資産を保有・運営する企業の株式および不動産投資信託を含む投資信託証券を中心に実質的な投資を行います。
- 相対的に配当利回りが高い銘柄を中心に実質的な投資を行います。
- 個別銘柄や業種の選定により、ファンドの中長期的な値動きをオーストラリア株式市場全体の値動きに比べて小さく抑えることをめざします。
- 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。
- ファンドは「LM・豪州インカム資産ファンド(適格機関投資家専用)」*および「DIAMマネーマーケットマザーファンド」を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。
*「LM・豪州インカム資産ファンド(適格機関投資家専用)」は、「LM・豪州インカム資産マザーファンド」を主要投資対象とするファミリーファンド方式により運用を行います。

2. 株式および不動産投資信託等の実質的な運用は、レグ・メイソン・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッドが行います。

- 「LM・豪州インカム資産ファンド(適格機関投資家専用)」への投資比率は、原則として高位を維持します。

3. 決算頻度の異なる2つのファンド(毎月決算型、年2回決算型)から、お客さまの投資ニーズに合わせて選択できます。

- 豪州インフラ関連好配当資産ファンド(毎月決算型)
毎月13日(休業日の場合は翌営業日。)の決算時に、基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。
- 豪州インフラ関連好配当資産ファンド(年2回決算型)
毎年5月13日、11月13日(休業日の場合は翌営業日。)の決算時に、基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

- 各ファンドの略称としてそれぞれ以下のとおり記載する場合があります。
豪州インフラ関連好配当資産ファンド(毎月決算型) : 毎月決算型
豪州インフラ関連好配当資産ファンド(年2回決算型) : 年2回決算型
- 上記各ファンドを総称して「豪州インフラ関連好配当資産ファンド」または「ファンド」という場合があります。また、それぞれのファンドを個別に「各ファンド」という場合があります。
- 「インフラ・DE・豪(GO)」は、DIAMアセットマネジメント株式会社が商標登録出願中です。

1. ファンドの目的・特色

投資信託の収益分配金に関するご説明

投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金額と基準価額の関係(イメージ)

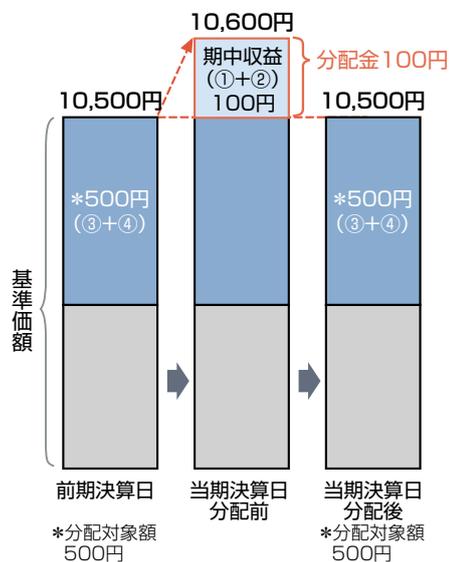
分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

①配当等収益(経費控除後)、②有価証券売買益・評価益(経費控除後)、③分配準備積立金、④収益調整金

計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合

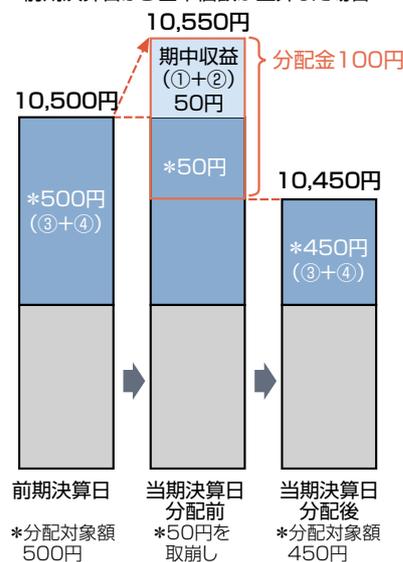
計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

■ケースA



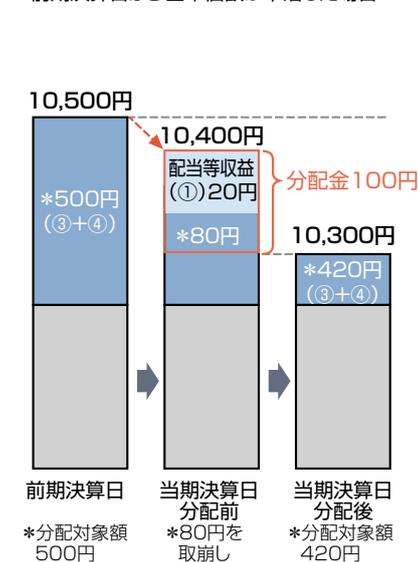
■ケースB

<前期末から基準価額が上昇した場合>



■ケースC

<前期末から基準価額が下落した場合>



上記のそれぞれのケースにおいて、前期末から当期末まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

ケースA: 分配金受取額100円+当期末日と前期末日との基準価額の差0円=100円

ケースB: 分配金受取額100円+当期末日と前期末日との基準価額の差▲50円=50円

ケースC: 分配金受取額100円+当期末日と前期末日との基準価額の差▲200円=▲100円

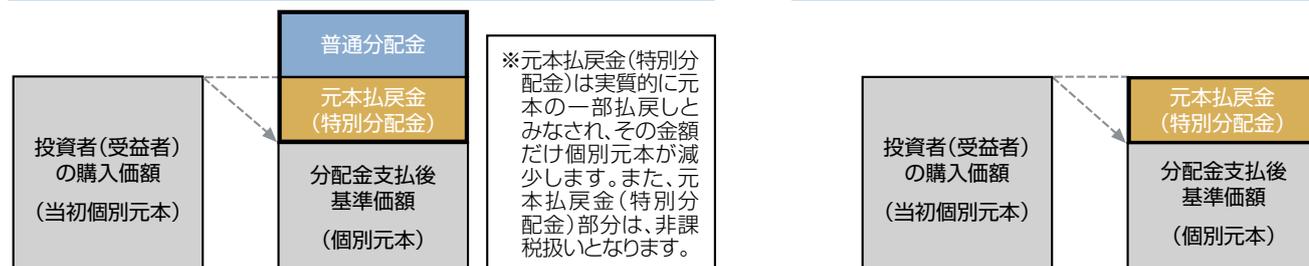
★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではないのでご注意ください。

投資者(受益者)のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがかさった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

1. ファンドの目的・特色

レグ・メイソン・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッドのご紹介

レグ・メイソン・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッド

- レグ・メイソン・インクの100%子会社
- オーストラリア株式運用において30年以上の実績
- 14名の経験豊富な運用プロフェッショナルからなるチームで運用
- 運用チームの平均経験年数20年

※レグ・メイソン・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッドの株式運用部門は、マーティン・カリー・オーストラリアのブランド名で事業活動を行っています。

(ご参考)レグ・メイソン・インク

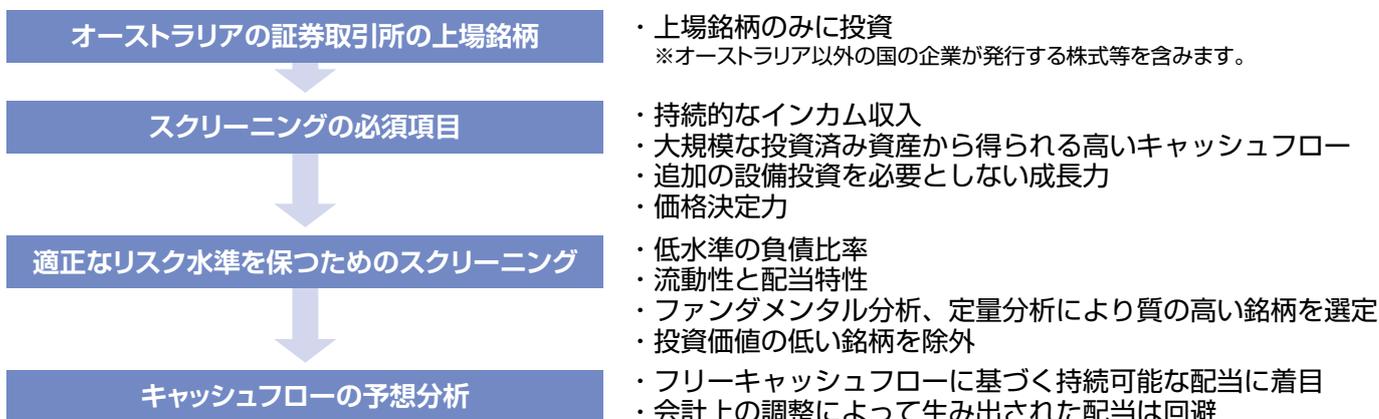
- 1899年設立の独立系資産運用専門会社
- 1983年ニューヨーク証券取引所上場
- S&P 500種指数採用銘柄
- 多くの優れた運用子会社を傘下に有する持株会社
- グループ全体で約7,091億米ドル(約85兆円*)の資産を運用

*1米ドル=120.55円で換算。

※2014年12月末時点

(出所:レグ・メイソン・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッドの情報をもとにDIAMアセットマネジメント作成)

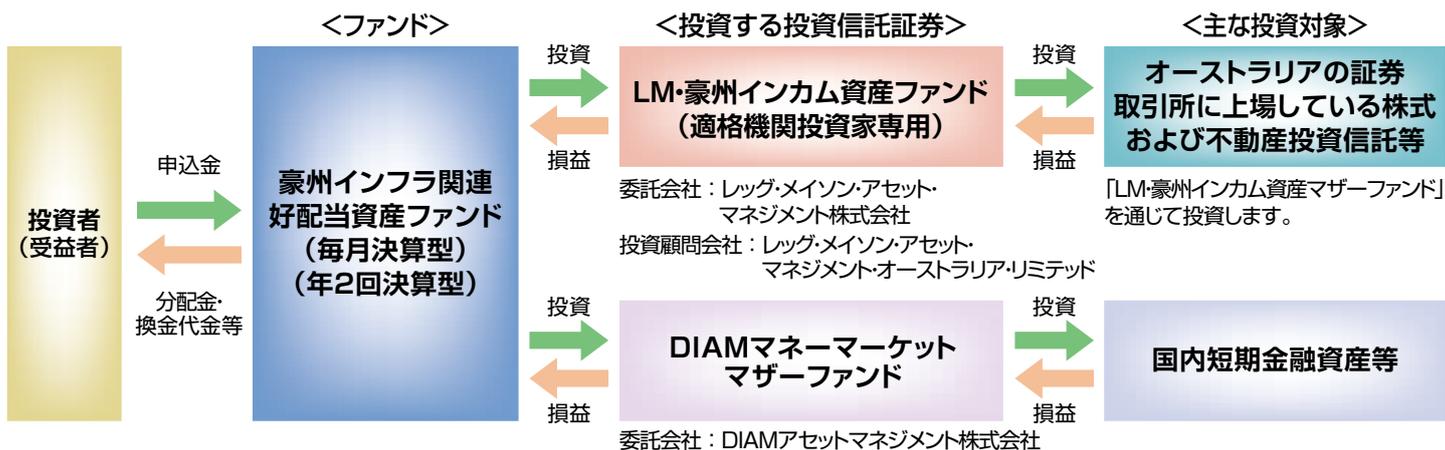
運用プロセス



※上記は、ファンドが投資対象とするLM・豪州インカム資産ファンド(適格機関投資家専用)の実質的な運用プロセスです。

ファンドの仕組み

ファンドは「ファンド・オブ・ファンズ方式」で運用します。



※ファンドは短期金融資産等に直接投資する場合があります。

主な投資制限

- 各ファンド
- ・ 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ・ デリバティブ取引の直接利用は行いません。
- ・ 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ・ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

1.ファンドの目的・特色

各ファンドが投資対象とする投資信託証券の概要

| | |
|--------|--|
| ファンド名 | LM・豪州インカム資産ファンド(適格機関投資家専用) |
| 形態 | 国内籍私募投資信託 |
| 主要投資対象 | 「LM・豪州インカム資産マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。 |
| 運用方針 | <p><LM・豪州インカム資産ファンド(適格機関投資家専用)></p> <p>①LM・豪州インカム資産マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、配当収入の確保と信託財産の中長期的な成長を目指します。</p> <p>②LM・豪州インカム資産マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。</p> <p>③外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>④デリバティブ取引は、ヘッジ目的に限定して行うものとします。</p> <p><LM・豪州インカム資産マザーファンド></p> <p>①主としてオーストラリアの証券取引所に上場している株式および不動産投資信託を含む投資信託証券を中心に投資を行います。</p> <p>②主に不動産やインフラ関連施設(電気・ガス・その他エネルギー設備、有料道路、港湾、空港等)のように賃料や使用料等のキャッシュフローを生み出す実物資産を保有・運営する企業の株式および不動産投資信託を中心に投資します。</p> <p>③主に配当利回りに着目し、相対的に配当利回りの高い銘柄を中心に投資します。</p> <p>④個別銘柄や業種の選定を通じて、ファンドの中長期的な値動きをオーストラリア株式市場全体に比べて小さく抑えることをめざします。</p> <p>⑤デリバティブ取引は、ヘッジ目的に限定して行うものとします。</p> <p>⑥外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>⑦レッグ・メイソン・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッド(在オーストラリア)に、運用の指図に関する権限を委託します。</p> |
| 主な投資制限 | <ul style="list-style-type: none"> ・株式への実質投資割合には、制限を設けません。 ・新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。 ・同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ・同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ・同一銘柄の転換社債等への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ・投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ・外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。 ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。 |
| 主要関係法人 | <ul style="list-style-type: none"> ・委託会社：レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社 ・販売会社：三菱UFJ信託銀行株式会社 ・受託銀行：三菱UFJ信託銀行株式会社 ・投資顧問会社：レッグ・メイソン・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッド |
| 申込手数料 | ありません。 |
| 信託報酬 | 純資産総額に対して年率0.594%(税抜0.55%) |
| その他費用 | 信託財産に関する租税、売買委託手数料、保管費用、信託事務の諸費用がかかるほか、その他諸費用(監査費用、印刷等費用、計理およびこれに付随する業務の委託等の費用、受益権の管理費用等。純資産総額の0.05%を上限)をファンドから支弁します。 |

| | |
|------------|---|
| ファンド名 | DIAMマネーマーケットマザーファンド |
| 形態 | 国内籍親投資信託 |
| 主要投資対象 | 国内発行体の公社債、転換社債、ユーロ円債、資産担保証券ならびにCD、CP、コールローン等の国内短期金融資産を主要投資対象とします。 |
| 投資態度 | <p>①国内の国債、政府保証債、政府機関債、地方債等のほか、取得時において主要格付機関(*)の長期発行体格付(複数の格付機関が付与している場合は高い方の格付)がAA-格相当以上の社債、転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債、ユーロ円債、資産担保証券、さらに、国内格付機関の短期格付がa-1格相当以上のCD、CPを主要投資対象とします。</p> <p>(*)主要格付機関とは、R&I、JCR、Moody's、S&Pとします。</p> <p>②国債および政府保証債を除き、原則として、ファンドの元本総額に対する1発行体当たりの有価証券の額面総額の割合は5%以内とします。</p> <p>③ポートフォリオ全体の修正デュレーションは1年未満を基本として運用します。</p> |
| 運用会社(委託会社) | DIAMアセットマネジメント株式会社 |
| 申込手数料 | ありません。 |
| 信託報酬 | ありません。 |
| その他費用 | 有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引に係る手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額等をファンドから支弁します。 |

○DIAMマネーマーケットマザーファンドの主な投資制限については、請求目論見書または約款に記載しております。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

2.投資リスク

ファンドの基準価額は、ファンドに組入れられる有価証券の値動き、為替変動等により影響を受けますが、運用による損益は全て投資者の皆さまに帰属します。したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、下記の変動要因により基準価額が下落し、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

基準価額の変動要因 ※基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。

| | |
|-------------|--|
| 株価変動リスク | ファンドは、実質的に株式に投資をしますので、株式市場の変動により基準価額が上下します。 |
| リートの価格変動リスク | リートの価格は、リートが投資対象とする不動産等の価値、当該不動産等による賃貸収入の増減、不動産市況の変動、景気や株式市況等の動向などによって変動します。ファンドは、実質的にリートに投資をしますので、これらの影響を受け、基準価額が上下します。 |
| 為替リスク | ファンドは、実質組入外貨建資産について原則として対円で為替ヘッジを行わないため為替変動の影響を受けます。このため為替相場が当該実質組入資産の通貨に対して円高になった場合には基準価額が下がる要因となります。 |
| 金利リスク | 一般的に金利が上昇するとリートの価格は下落します。ファンドは、実質的にリートに投資をしますので、金利変動により基準価額が上下します。 |
| 流動性リスク | ファンドにおいて有価証券等を実質的に売却または取得する際に、市場規模、取引量、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることもあり、基準価額に影響をおよぼす可能性があります。 |
| 信用リスク | ファンドが実質的に投資する株式の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、ファンドが実質的に投資するリートが、収益性の悪化や資金繰り悪化等により清算される場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、投資した資産の価格が下落したりその価値がなくなることがあり、基準価額が下がる要因となります。 |

分配金に関する留意点

- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことで、受益者毎に異なります。
- 分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

その他の留意点

- 各ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

リスクの管理体制

委託会社では、運用パフォーマンス評価を運用部門から独立したリスク管理グループが月次で対象ファンドについて分析を行い、結果を「経営会議」に報告します。また、「経営会議」において運用パフォーマンス評価方法の協議も行き、適宜見直しを行います。

運用リスク管理は、リスク管理グループがリスクを把握、管理し、運用部門への是正指示を行うなど、適切な管理を行います。

また運用リスク管理の結果については月次で「リスク管理委員会」に報告致します。

2.投資リスク

(参考情報)

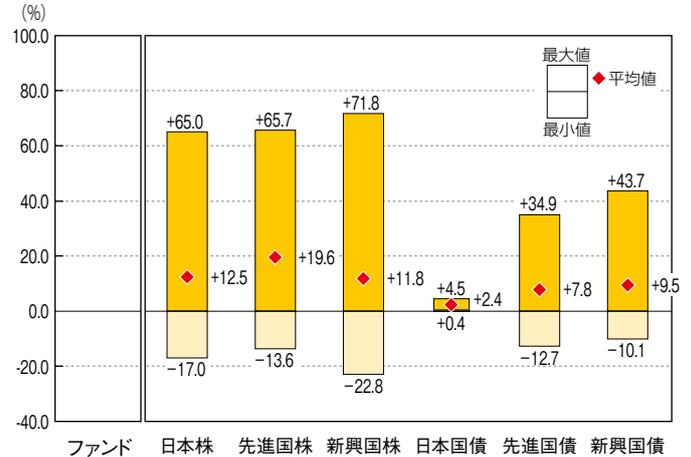
ファンドの年間騰落率及び 分配金再投資基準価額の推移

毎月決算型
年2回決算型

該当事項はありません。

*各ファンドは2015年6月30日から運用を開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、分配金再投資基準価額およびファンドの年間騰落率は
ありません。

ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較



各ファンド：2015年6月30日から運用を開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、運用実績はありません。

代表的な資産クラス：2010年3月～2015年2月

*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
*全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

*各資産クラスの指数

- 日本株…東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
 - 先進国株…MSCIコクサイ・インデックス (円ベース、配当込み)
 - 新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス (円ベース、配当込み)
 - 日本国債…NOMURA-BPI国債
 - 先進国債…シティ世界国債インデックス (除く日本、円ベース)
 - 新興国債…JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド (円ベース)
- (注) 海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しています。

- 「東証株価指数 (TOPIX)」は、株式会社東京証券取引所 (株東京証券取引所) の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、(株東京証券取引所) が有しています。なお、本商品は、(株東京証券取引所) により提供、保証又は販売されるものではなく、(株東京証券取引所) は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。
- 「MSCIコクサイ・インデックス」「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc. が公表しているインデックスで、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc. に属しており、また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- 「NOMURA-BPI国債」は、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行われる事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。
- 「シティ世界国債インデックス」に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はシティグループ・インデックスLLCに帰属します。
- 「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド」に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

3.運用実績

有価証券届出書提出日現在、ファンドの運用実績はありません。

基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

分配の推移

該当事項はありません。

主要な資産の状況

該当事項はありません。

(ご参考)

■LM・豪州インカム資産ファンド(適格機関投資家専用)の主要な資産の状況 [データの基準日: 2015年2月27日]

該当事項はありません。

■LM・豪州インカム資産マザーファンドの主要な資産の状況 [データの基準日: 2015年2月27日]

(注)レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社のデータをもとに作成しております。
(注)投資比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

ポートフォリオの状況

組入上位10銘柄

| 資産の種類 | 国名/地域名 | 投資比率(%) | 順位 | 銘柄名 | 種類 | 国/地域 | 業種 | 投資比率 |
|---------------------|----------|---------|----|------------------------------|------|----------|----------|-------|
| 株式 | オーストラリア | 33.49 | 1 | TRANSURBAN GROUP | 株式 | オーストラリア | 資本財・サービス | 8.14% |
| | ニュージーランド | 9.14 | 2 | NOVION PROPERTY GROUP | 投資証券 | オーストラリア | — | 7.95% |
| | 小計 | 42.63 | 3 | SCENTRE GROUP | 投資証券 | オーストラリア | — | 6.07% |
| 投資証券 | オーストラリア | 51.08 | 4 | FEDERATION CENTRES | 投資証券 | オーストラリア | — | 5.96% |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | — | 6.29 | 5 | GPT GROUP | 投資証券 | オーストラリア | — | 5.88% |
| 合計(純資産総額) | — | 100.00 | 6 | AGL ENERGY LTD | 株式 | オーストラリア | 公益事業 | 5.40% |
| | | | 7 | STOCKLAND | 投資証券 | オーストラリア | — | 5.27% |
| | | | 8 | AUSNET SERVICES | 株式 | オーストラリア | 公益事業 | 4.79% |
| | | | 9 | DUET GROUP | 株式 | オーストラリア | 公益事業 | 4.44% |
| | | | 10 | MERIDIAN ENER-PARTLY PAID SH | 株式 | ニュージーランド | 公益事業 | 4.12% |

■DIAMマネーマーケットマザーファンドの主要な資産の状況 [データの基準日: 2015年2月27日]

(注)投資比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。資産の種類の内書は、当該資産の発行体の国または地域別です。

ポートフォリオの状況

組入上位10銘柄

| 資産の種類 | 投資比率(%) | 順位 | 銘柄名 | 種類 | 発行体の国/地域 | 利率(%) | 償還日 | 投資比率 |
|-----------------------|---------|----|------------------|------|----------|----------|------------|--------|
| 国債証券 | 19.19 | 1 | 146回 政保阪神高速道路債 | 特殊債券 | 日本 | 1.300000 | 2015/5/29 | 21.78% |
| | | 2 | 855回 政保公営企業債券 | 特殊債券 | 日本 | 1.300000 | 2015/9/18 | 10.93% |
| 地方債証券 | 1.63 | 3 | 269回 利付国庫債券(10年) | 国債証券 | 日本 | 1.300000 | 2015/3/20 | 8.15% |
| | | 4 | 13回 政保日本政策投資銀行債券 | 特殊債券 | 日本 | 2.000000 | 2016/8/25 | 5.59% |
| 特殊債券 | 54.71 | 5 | 858回 政保公営企業債券 | 特殊債券 | 日本 | 1.500000 | 2015/12/25 | 5.49% |
| | | 6 | 200回 政保首都高速道路債券 | 特殊債券 | 日本 | 1.300000 | 2015/9/25 | 5.47% |
| コール・ローン、その他の資産(負債控除後) | 24.47 | 7 | 101回 利付国庫債券(5年) | 国債証券 | 日本 | 0.400000 | 2016/12/20 | 5.47% |
| | | 8 | 853回 政保公営企業債券 | 特殊債券 | 日本 | 1.200000 | 2015/7/24 | 5.45% |
| 純資産総額 | 100.00 | 9 | 288回 利付国庫債券(10年) | 国債証券 | 日本 | 1.700000 | 2017/9/20 | 2.83% |
| | | 10 | 275回 利付国庫債券(10年) | 国債証券 | 日本 | 1.400000 | 2015/12/20 | 2.74% |

年間収益率の推移

該当事項はありません。

※各ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。

○委託会社ホームページ等で運用状況を開示することを予定しています。

4. 手続・手数料等

お申込みメモ

| | |
|--------------------|--|
| 購入単位 | 各販売会社が定める単位(当初元本：1口=1円) |
| 購入価額 | 当初申込期間：1口当たり1円 継続申込期間：お申込日の翌営業日の基準価額 |
| 購入代金 | お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに購入代金を販売会社に支払うものとします。 |
| 換金単位 | 各販売会社が定める単位 |
| 換金価額 | 換金のお申込日の翌営業日の基準価額とします。 |
| 換金代金 | 原則として換金のお申込日より起算して7営業日目から支払います。 |
| 申込締切時間 | 継続申込期間：原則として販売会社の毎営業日の午後3時までとします。 |
| 購入の申込期間 | 当初申込期間：2015年6月8日～2015年6月29日 継続申込期間：2015年6月30日～2016年8月12日 ※継続申込期間中は、購入のお申込日または購入のお申込日の翌営業日が海外休業日(オーストラリア証券取引所、シドニーの銀行、メルボルンの銀行のいずれかの休業日に該当する日。以下同じ。)の場合には、お申込みの受付を行いません。 ※上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。 |
| 換金制限 | 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。 換金のお申込日または換金のお申込日の翌営業日が海外休業日の場合には、換金のお申込みの受付を行いません。 |
| 購入・換金申込受付の中止および取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。 |
| 信託期間 | 2020年11月13日までです。(設定日：2015年6月30日) |
| 繰上償還 | 各ファンドが主要投資対象とするLM・豪州インカム資産ファンド(適格機関投資家専用)が存続しないこととなった場合は、信託契約を解約し、当該信託を終了します。 次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了する場合があります。 ①信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合 ②各ファンドにおいて受益権口数が20億口を下回るようになった場合 ③やむを得ない事情が発生した場合 |
| 決算日 | 毎月決算型：原則として毎月13日(休業日の場合は翌営業日) ※初回決算日：2015年8月13日 年2回決算型：原則として毎年5月および11月の13日(休業日の場合は翌営業日) |
| 収益分配 | 毎月決算型：年12回、毎決算日に、収益分配方針に基づき、収益分配を行います。 第1期(2015年8月13日)から第2期(2015年9月14日)までの決算は無分配とします。 年2回決算型：年2回、毎決算日に、収益分配方針に基づき、収益分配を行います。 ※「分配金受取コース」の場合、決算日から起算して原則として5営業日までにお支払いを開始します。 ※「分配金自動けいぞく投資コース」の場合、税引後、無手数料で自動的に全額が再投資されます。 |
| 信託金の限度額 | 各ファンドにおいて2,000億円とします。 |
| 公告 | 原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページに掲載します。 (URL http://www.diam.co.jp/) |
| 運用報告書 | 毎年5月、11月のファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、あらかじめ届出を受けた住所に販売会社よりお届けいたします。 ※委託会社のホームページにおいても開示することを予定しています。(URL http://www.diam.co.jp/) |
| 課税関係 | 課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 ※公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」の適用対象です。 ※益金不算入制度、配当控除の適用はありません。 |
| 基準価額の照会方法 | 基準価額は、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせいただくか、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」の欄をご参照ください。 毎月決算型：(委託会社の略称：DIAM、ファンドの略称：インフラ豪毎) 年2回決算型：(委託会社の略称：DIAM、ファンドの略称：インフラ豪2) |

4. 手続・手数料等

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

| 投資者が直接的に負担する費用 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------|--|---|-------------------------------|---------|--|--------------|------|------|------|------------|---------|---------|---------|----------------------|---------|---------|-----------|---------|---------|------|--------------|---|-------------------------------|
| 購入時手数料 | 各ファンドにおいて購入価額に、 3.24%(税抜3.00%) を上限として各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額をご購入時にご負担いただきます。 ※詳しくは販売会社にお問い合わせください。 購入時手数料は、商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 信託財産留保額 | ありません。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 投資者が信託財産で間接的に負担する費用 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 運用管理費用 (信託報酬) | <p>ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.188%(税抜1.10%) 信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率 ※運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。 ※運用管理費用(信託報酬)の配分は、各販売会社の取扱純資産額^(注)に応じて、以下の通りとします。 (注)各販売会社の取扱純資産額の算出に当たっては、「豪州インフラ関連好配当資産ファンド(毎月決算型)」および「豪州インフラ関連好配当資産ファンド(年2回決算型)」の取扱純資産額を合算します。また、複数の系列販売会社の取扱純資産額を合算する場合があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜)</th> </tr> <tr> <th>各販売会社の取扱純資産額</th> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300億円以下の部分</td> <td>年率0.36%</td> <td>年率0.70%</td> <td rowspan="3">年率0.04%</td> </tr> <tr> <td>300億円超 800億円以下の部分</td> <td>年率0.33%</td> <td>年率0.73%</td> </tr> <tr> <td>800億円超の部分</td> <td>年率0.30%</td> <td>年率0.76%</td> </tr> <tr> <td>主な役務</td> <td>委託した資金の運用の対価</td> <td>購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価</td> <td>運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価</td> </tr> </tbody> </table> | 運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜) | | | | 各販売会社の取扱純資産額 | 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 | 300億円以下の部分 | 年率0.36% | 年率0.70% | 年率0.04% | 300億円超 800億円以下の部分 | 年率0.33% | 年率0.73% | 800億円超の部分 | 年率0.30% | 年率0.76% | 主な役務 | 委託した資金の運用の対価 | 購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価 | 運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価 |
| | 運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 各販売会社の取扱純資産額 | 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 300億円以下の部分 | 年率0.36% | 年率0.70% | 年率0.04% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 300億円超 800億円以下の部分 | 年率0.33% | 年率0.73% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 800億円超の部分 | 年率0.30% | 年率0.76% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 主な役務 | 委託した資金の運用の対価 | 購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価 | 運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 投資対象とする投資信託証券 | LM・豪州インカム資産ファンド(適格機関投資家専用)の純資産総額に対して年率0.594%(税抜0.55%) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 実質的な負担 | 各ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.782%(税抜1.65%)(概算) ※上記は各ファンドが投資対象とするLM・豪州インカム資産ファンド(適格機関投資家専用)を高位に組み入れた状態を想定しています。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他費用・手数料 | <p>その他費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等がファンドから支払われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 組入る有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・ 信託事務の諸費用 ・ 監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等 <p>監査費用は毎日計上され、毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用・手数料等はその都度ファンドから支払われます。</p> <p>※LM・豪州インカム資産ファンド(適格機関投資家専用)においては、信託財産に関する租税、売買委託手数料、保管費用、信託事務の諸費用がかかるほか、その他諸費用(当該ファンドの純資産総額の0.05%を上限)をファンドから支弁します。</p> <p>※これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことができません。</p> <p>※上場投資信託(リート)は市場の需給により価格形成されるため、上場投資信託(リート)の費用は表示しておりません。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

*当該費用の合計額、その上限額および計算方法は、運用状況および受益者の保有期間等により異なるため、事前に記載することができません。

4. 手続・手数料等

税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時期 | 項目 | 税金 |
|-------------------|-----------------------|---|
| 分配時 | 所得税、復興特別所得税 および地方税 | 配当所得として課税 普通分配金に対して20.315% |
| 換金(解約)時および 償還時 | 所得税、復興特別所得税 および地方税 | 譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315% |

※上記税率は2015年4月1日現在のものです。

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」がご利用になれます。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円(2016年1月1日以降、年間120万円)の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、2016年4月1日より、未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(ジュニアNISA)が開始され、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となる予定です。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

